量子イノベーションパーク PR 業務委託

１　目的

量子イノベーションパークの認知度向上を目的として、広報活動を強化するため、動画制作、ノベルティ作成等を委託するもの。

２　業務内容

（１）業務全体の進行管理

契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

発注者と適宜打合せを行い、進捗状況を報告すること。

（２）動画作成業務

ア　5 分程度の映像を本編とし、30 秒、15 秒等の短縮版も制作すること。なお、短縮版の本数及び長さは本市と協議の上、決定することと。短縮版は、川崎駅北口に設置された横長大型ビジョン（北側：高さ 1.7m、横 12m、南側：高さ 1.7m、横 24m）での放映を主たる目的とし、サイズ等の調整次第で市ホームページや動画配信サービス等、通常画面においても再生可能な形式とすること。

イ　表現方法については、実写又はアニメーション及びそれらを組み合わせた表現等とし、具体的な手法は受注者の提案によるものとする。

ウ　音声の有無にかかわらず内容が理解できるよう、字幕を必ず付与すること。ナレーションの有無については指定しない。

エ　撮影場所は市内施設（KBIC 本館、NANOBIC、AIRBIC 等）を想定する。市内施設の使用等に関する調整は発注者が行うものとし、撮影及び編集作業は受注者が行うこと。もし、市内施設以外等を利用する場合は受託者にて行うこと。

オ　ＢＧM等用の音楽素材の使用に関しては、フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続を受託者において行うこと。

カ　肖像権等の問題やトラブルが発生しないよう、権利処理の手続、被撮影者の了承、トラブル発生時の対応等が必要な場合は、受託者において行うこと。

（３）ノベルティ作成

量子イノベーションパークの認知拡大のため、ロゴ等をプリントしたノベルティグッズを製作すること。グッズは配布するイベントや対象を市と調整し、効果的な宣伝効果を得られるグッズとすること。ノベルティの予算規模は１００万円程度とする。

（ノベルティの例：ボールペン、ファイル、タンブラー、ネックストラップ、ステッカー、トートバッグ、マグネット、マスキングテープ等）

３　機密に属する情報の保護等及び成果物の著作権について

本市から貸与する機密に属する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、ＦＡＸ等漏洩の危険が大きい方法での送達を厳に認めない。

（１）秘密保持

ア　受託者は、本業務の実施に当たり知り得た機密に属する情報を、受託者の担当外部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。

イ　受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

（２）複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

（３）指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

（４）事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

（５）記録媒体上の情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テ ープ、紙等の媒体）上に、機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後にすべてを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去すること。

（６）成果物の著作権等

ア　契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ　本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作者人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。

ウ　成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

4　その他

（1）本仕様に定める業務に係る機器、消耗品等に係る実費経費のほか、業務に要する打合せ費用などもすべて契約代金に含まれるものとする。

（2）本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属するものとする。

（3）本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

（4）成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。